

静岡県遊泳用プール衛生管理指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、遊泳用プールの施設基準、水質基準、維持管理基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「遊泳用プール」とは、水を貯留して多数の者に遊泳をさせる施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の学校に設置されるものを除く。）であって、その容量が100立方メートル以上のものをいう。

(設置等の届出)

第3条 遊泳用プールを設置しようとする者は、工事に着手しようとする日の30日前までに、届け出るものとする。

2 前項の規定による届出は、様式第1号による遊泳用プール設置届に次に掲げる書類を添えて遊泳用プールの所在地を管轄する健康福祉センターの長（以下「健康福祉センター所長」という。）に提出するものとする。

(1) 遊泳用プールの位置を明らかにした付近の見取図

(2) 遊泳用プール及びその附帯設備の平面図

3 第1項の規定による届出をした者（以下「遊泳用プールの設置者」という。）は、同項の規定により届け出た事項に変更があったときは、その日から30日以内に様式第2号による遊泳用プール設置届出事項変更届を健康福祉センター所長に提出するものとする。

4 遊泳用プールの設置者は、遊泳用プールを廃止したときは、その日から30日以内に様式第3号による遊泳用プール廃止届を健康福祉センター所長に提出するものとする。

(水質基準等)

第4条 遊泳用プールの設置者又は管理者（以下「管理者等」という。）は、別表の第1に定める施設基準に適合するように遊泳用プールを設置するものとする。

2 管理者等は、別表の第2に定める水質基準に適合するように遊泳用プールを管理するものとする。

3 管理者等は、別表の第3に定める維持管理基準に適合するように遊泳用プールを管理するものとする。

(調査、指導及び勧告)

第5条 健康福祉センター所長は、第3条第1項の規定による届出があったとき、又は遊泳用プールの衛生管理に関し必要と認めるときは、調査を行うことができる。

2 健康福祉センター所長は、前項の調査の結果、別表に定める基準に適合しないと認めるときは、遊泳用プールの設置者に対し、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(適用除外)

第6条 この要綱は、静岡市及び浜松市の区域については、適用しない。

附 則

- 1 この告示は、平成3年8月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に遊泳用プールを設置している者（工事に着手している者を含む。）は、第3条第1項に規定する遊泳用プール設置届を、速やかに健康福祉センター所長に届け出るものとする。
- 3 第3条第3項及び第4項の規定は、前項の場合に準用する。

附 則（平成5年3月26日告示第332号）

- 1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の静岡県遊泳用プール衛生管理指導要綱第3条第1項の規定により届出があった遊泳用プールについては、なお従前の例による。

附 則（平成6年4月1日告示第300号の7）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日告示第350号の3）

- 1 この告示は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際この告示の規定により改正されることとなった改正前の要綱の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている届出書等は、改正後の当該要綱の相当する様式により提出された届出書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成14年7月12日告示第632号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際この告示の規定により改正されることとなった改正前の要綱の様式により提出されている届出書は、改正後の当該要綱の相当する様式により提出された届出書とみなす。

附 則（平成19年12月4日告示第1041号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第3条、第5条、様式第1号、様式第2号及び様式第3号の規定は、平成19年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

第1 施設基準

1 プール（遊泳用プールをいう。以下同じ。）設備

(1) プール本体

ア 不浸透性材料を用いること。

イ 給排水及び清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造とすること。

ウ プール本体の規模に応じて、適当数の水深表示を行うこと。

(2) プールサイド及び通路

ア プールサイド及び通路は、プール本体の大きさ、利用者等を考慮して、十分な広さを有すること。

イ プールサイドの舗装材の選定にあたっては、水に濡れた状態でも滑りにくい素材とするとともに、素足で歩くことから粗い表面のものは避けること。

(3) 給水設備

ア 給水管が飲料水の配管と同系統の場合は、プール水の逆流防止のため、吐水口空間等を設ける等の措置を講ずること。

イ 常に新規補給水量及び時間当たり循環水量を把握できるよう、専用の量水器等を設けること。

(4) 排水設備

ア 排（環）水口の蓋等をネジ、ボルト等で固定するとともに、配管の取り付け口には吸い込み防止金具等を設置するなど、二重構造の安全対策を講ずること。ただし、排（環）水口が多数あり、かつ、1つの排（環）水口にかかる吸水圧が弱く、1つを利用者の身体で塞いだとしても、吸い込みや吸い付きを起こさないこと（幼児であっても確実かつ容易に離れることができること）が明らかである施設等、構造上吸い込み・吸い付き事故発生の危険性がない施設は必ずしも二重構造の安全対策を講ずる必要はない。

イ 排（環）水口の蓋等、それらを固定しているネジ、ボルト等は、接触によるけがを防止できる仕様とすること。

ウ 排（環）水口の蓋等の穴や隙間は、子どもが手足を引き込まれない程度の大きさにするとともに、幼児や児童の指等が挟まりにくい仕様に配慮すること。

エ 循環水等の吐出口についても、ポンプ停止時等に水を吸い込む現象が生じる場合があるため、蓋等を設置し、ネジ、ボルト等で固定すること。

(5) 消毒設備

ア プール水の消毒は、原則として塩素又は塩素剤等の消毒剤の連続注入によるものとする。

イ プール水中の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は、二酸化塩素濃度）が均一となるよう注入口数及び注入位置を定め、有効な消毒効果が得られるよう措置すること。

ウ 液体塩素等の消毒剤を安全に保管でき、かつ、これによる危害の発生を防止できる構造設備とすること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合は、プールの敷地内に設置された装置から発生する二酸化塩素を連続注入する方式のものを使用すること。

オ オゾン発生装置については、オゾン注入位置がろ過器又は活性炭吸着装置の前にある方式のものを使用すること。

(6) 浄化設備

ア プールには、循環ろ過方式等の浄化設備を設けるとともに、利用者のピーク時においても浄化の目的が達せられるように、随時、浄化能力を確認すること。

イ 循環ろ過装置の処理水量は、計画遊泳者数、用途等に応じて決定し、1時間につきプール本体の水の容量に循環水量を加えた全容量の6分の1（夜間に浄化設備を停止するプールにあつては、4分の1）以上の処理能力を有すること。

ウ 取水口等は、できるだけプール水の水質が均一にできる位置に設けること。

エ 循環ろ過装置の処理水質は、その出口における濁度が、0.5度以下であること（0.1度以下が望ましい）。また、循環ろ過装置の出口に検査のための採水栓又は測定装置を設けること。

(7) オーバーフロー水再利用設備

ア オーバーフロー水を再利用する場合には、オーバーフロー水に排水、床洗浄水等の汚水が混入しない構造とすること。

イ 唾液やたんを処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合であつて、オーバーフロー水を再利用するときは、当該オーバーフロー水の循環系統内に十分な能力を有する専用の浄化設備を設けること。

(8) プールサイド等の区画区分

幼児用プールを含む複数のプールが設置され、多様な年齢層による利用や多様な利用形態が見込まれる場合は、幼児が大人用プールで溺れる等の事故防止のため、必要に応じて幼児用プールの外周を柵等で区分すること。

(9) 適用除外

海水又は温泉水を原水として用いるプールであつて、常時清浄な用水が流入し、清浄度が保てる構造である場合は、(5)及び(6)の規定の一部を適用しないことができること。

2 附帯設備

(1) 更衣室

ア 男女を区別し、双方及び外部から見透かせない構造とすること。

イ 利用者の衣類等を安全かつ衛生的に保管する設備を設けること。

(2) シャワー設備

ア 更衣室及び便所からプール本体に至る途中に設置し、通過式洗浄設備とする等によりプールの利用者が遊泳前に洗浄でき、かつ、容易に排水ができる構造設備とすること。

イ 洗浄に使用したシャワー水は、原則として、プール水として再利用する構造としないこと。

(3) 便所

ア 男女別に利用者数に応じて十分な数を設置すること。

イ 床は不浸透性材料を用い、水洗式の構造設備とすること。

ウ 衛生的管理が容易に行える構造設備とし、専用の手洗い設備を設けること。

- (4) うがい設備並びに洗面設備、洗眼設備及び上がり用シャワー
 - ア プールサイドに、うがいができ、遊泳者が唾液やたんを吐くための設備を設けること。
 - イ 洗面・洗眼できる設備及び遊泳者が衛生的に使用できる上がりシャワーを設けること。
 - ウ 衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる設備とし、遊泳者及び遊泳終了者の利用に便利な位置に必要な数を設置すること。
 - エ 飲用に適する水が供給されるものであること。
 - (5) くずかご
適当な場所に十分な数を備えること。
 - (6) 照明設備
屋内プール又は夜間使用する屋外プールは、プールの水面及びプールサイドの床面の照度が100ルクス以上になるよう照明設備を設けること。ただし、水中照明を設けたり、出入口や水深等の表示、附帯設備が見えるようにするなどプール内及びプールサイドの管理が十分できるように講じられている場合は、この限りでない。
 - (7) 換気設備
 - ア 屋内プールには、二酸化炭素の含有率を0.1パーセント以下に保つことができる能力を有する換気設備を設けること。
 - イ 吸気の取入口及び排気口は効果的な換気のできる位置に設けること。
 - (8) 消毒剤等保管管理設備
プールの維持管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管管理するための設備を設けること。なお、施錠可能な設備が望ましい。
 - (9) 採暖室及び採暖槽
採暖室及び採暖槽を設ける場合は、衛生的な管理ができ、かつ、衛生的に使用できる構造設備とすること。
- 3 その他の設備
- (1) 監視所等
 - ア プールの水域全体が見渡せる監視所又は監視設備を設けること。
 - イ プールサイド等に救命具、救急薬品等を備え、必要な場合に直ちに使用できるようにしておくこと。
 - (2) 放送設備等
プール利用者に対して、危険発生等を周知させるための手段を確保すること。
 - (3) 掲示設備
注意事項、禁止事項、利用時間、プールの見取り図等を掲示する設備を入口その他プール利用者の見やすい場所に設けること。

第2 水質基準

1 水質基準

- (1) 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。
- (2) 濁度は、2度以下であること。
- (3) 過マンガン酸カリウム消費量は、12ミリグラム毎リットル以下であること。
- (4) 塩素による消毒を行う場合は、遊離残留塩素濃度は、0.4ミリグラム毎リットル以上であること。
ただし、1.0ミリグラム毎リットル以下であることが望ましい。
- (5) 二酸化塩素による消毒を行う場合は、二酸化塩素濃度は0.1ミリグラム毎リットル以上0.4ミリグラム毎リットル以下であり、かつ、亜塩素酸濃度は1.2ミリグラム毎リットル以下であること。
- (6) 大腸菌は、検出されないこと。
- (7) 一般細菌は、200CFU毎ミリリットル以下であること。
- (8) 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2ミリグラム毎リットル以下が望ましい。

2 水質基準に係る検査方法

- (1) 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌及び総トリハロメタンの測定は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に定める検査方法若しくは上水試験方法（日本水道協会編）又はこれらと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (2) 遊離残留塩素濃度、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度の測定は、ジエチル-p-フェニレンジアミン法（DPD法）又はこれと同等以上の精度を有する検査方法によること。
- (3) 大腸菌の測定は、水質基準に関する省令に定める検査方法によること。

3 その他

- (1) オゾン処理又は紫外線処理を塩素消毒に併用する場合にも、1の(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに定める基準を適用するものであること。
- (2) 海水又は温泉水を原水として使用するプールであって、常時清浄な用水が流入し清浄度を保つことができる場合には、1の(4)及び(5)に定める基準は適用しなくても差し支えないこと。また、原水である海水又は温泉水の性状によっては、1の(1)から(5)まで、(7)及び(8)に定める基準の一部を適用しなくても差し支えないこと。

第3 維持管理基準

1 管理体制の整備

- (1) プールにおける安全で衛生的な管理及び運営にあたる管理責任者を置くこと。
- (2) プールの衛生及び管理の実務を担当する衛生管理者を置くこと。
- (3) 衛生管理者には、プールにおける安全及び衛生に関する知識及び技能を有する者を充てること。
- (4) プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う監視員を置くこと。なお、監視員の選任にあたっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置すること。
- (5) プール施設内で傷病者が発生した場合に応急救護にあたる救護員を置くこと。なお、救護員の選任にあたっては、公的な機関や公益法人等が実施する救護訓練を受けた者とし、施設の規模に応じ、緊

急時に速やかな対応が可能となる数を確保すること。

- (6) 管理責任者、衛生管理者、監視員及び救護員については、当該施設の規模等により、それぞれの役割を重複して担うことができる。
- (7) プールの安全管理に携わる全ての従業者に対し、プールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、就業前に十分な教育及び訓練を行うこと。
- (8) 業務内容や緊急時の連絡先、搬送方法、連携する医療機関等を定めた管理マニュアルを整備し、安全管理に携わる全ての従業者に周知徹底を図ること。
- (9) 監視、利用指導及び緊急時の対応のため、監視員及び救護員の適切な配置を行うとともに、プール内で起こる事故の原因や防止策、事故が発生した場合の対応方法等について十分な知識を持って業務にあたらせること。

2 プール水の管理

- (1) プール水は、常に消毒を行うこと。
- (2) プール水中の遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は、二酸化塩素濃度）が均一となるよう管理すること。
- (3) 浮遊物等汚染物質を除去することにより、プール水を第2の1の水質基準に定める水質に保つこと。
- (4) 新規補給水量及び時間当たり循環水量を常に把握すること。
- (5) プール水の温度は、原則として摂氏22度以上とすること。また、プール水の温度が均一になるよう配慮すること。
- (6) プール水の水質検査は以下のとおり行うこと。この場合において、利用者が多数である場合等汚染負荷量大きい場合には水質検査の回数を適宜増やすこと。
 - ア 遊離残留塩素濃度（二酸化塩素を消毒に用いる場合は、二酸化塩素濃度及び亜塩素酸濃度）については少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定（このうち1回は遊泳者数のピーク時に測定することが望ましい。）を定期的に行うこと。
 - イ 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌及び一般細菌については毎月1回以上の測定を定期的に行うこと。
 - ウ 総トリハロメタンについては、毎年1回以上の測定（通年営業又は夏期営業のプールにあっては6月から9月までの時期、それ以外の時期に営業するプールにあっては水温が高めの時期とすること。）を定期的に行うこと。
- (7) (6)の水質検査の結果が、第2の1の基準に適合していない場合には、以下の措置を講ずること。
 - ア 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、一般細菌又は総トリハロメタンが基準値に適合しない場合は、補水、換水、循環ろ過の改善その他の方法により速やかに改善を図ること。
一般細菌及び総トリハロメタンについては、特に塩素剤の濃度の管理にも十分留意すること。
 - イ 遊離残留塩素濃度が0.4ミリグラム毎リットルを下回った場合は、遊泳を一時中止し、塩素剤を追加するなどにより遊離残留塩素濃度を0.4ミリグラム毎リットル以上としてから遊泳を再開すること。
 - ウ 大腸菌が検出された場合は、速やかに遊離残留塩素濃度を測定し、濃度が0.4ミリグラム毎リッ

トルを下回った場合にはイの措置を講ずること。また、0.4ミリグラム毎リットル以上であった場合には、大腸菌の由来等を検討し、ろ過の改善等必要な措置を講ずること。

エ 二酸化塩素を消毒に用いる場合のイ及びウの適用については、「塩素剤」を「二酸化塩素」と、「0.4ミリグラム毎リットル」を「0.1ミリグラム毎リットル」と読み替えるものとする。

この場合において、二酸化塩素濃度が0.4ミリグラム毎リットルを超えたとき又は亜塩素酸濃度が1.2ミリグラム毎リットルを超えたときは、二酸化塩素の注入量の調整や補水等によって速やかに改善を図ること。

(8) 水質検査の試料採取地点は、プール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3か所以上の水面下20センチメートル付近及び循環ろ過装置の取水口付近を原則とするが、プールの形状に応じて適切な地点を加えること。

3 プール設備、附帯設備及びその他の設備の維持管理

(1) プール設備、附帯設備及びその他の設備は、常に清潔で、かつ、使用に適する状態に維持すること。

(2) 入替え式プールは、少なくとも5日に1回（利用の状況等によっては、これより短い期間ごと）プール水の全量を入れ替えること。また、全換水時には、汚染物を換水後のプールに移行させないように必ず清掃をするとともに日頃から藻の発生防止に努めること。

(3) 1年のうちの一定の期間に使用するプールは、使用開始前及び使用終了後に、十分な清掃、点検及び整備を行うこと。

(4) 年間を通じて使用するプールは、随時、清掃及び設備の点検整備を行うとともに、必要に応じ水抜き清掃を行うこと。

(5) プールの排（環）水口については、1年に1回以上（1年のうちの一定の期間に使用するプールにあっては使用開始前）、水を抜いた状態で、蓋等が正常な位置に堅固に固定されていること、それらを固定しているネジ、ボルト等に腐食、変形、欠落、ゆるみ等がないこと、配管の取り付け口に吸い込み防止金具等が取り付けられていること等を確認し、異常が発見された場合はプール使用前に修理を施すこと。

(6) 循環水等の吐出口についても、排（環）水口に準じた点検・整備を行うこと。

(7) (3)から(6)までに示した施設の点検に関する記録を3年以上保管すること。

(8) 毎日のプール利用前後及び利用中の定時ごとに、目視、触診及び打診によって点検を行い、特に排（環）水口の蓋等が堅固に固定されていることを確認すること。

(9) プールサイド、更衣室（ロッカーを含む）、便所その他遊泳者が利用する設備は、毎日1回以上清掃するとともに、随時点検を行うこと。

(10) 他の薬剤と混和しないよう、プールに使用する消毒剤を適切に管理すること。また、使用する薬剤が消防法（昭和23年法律第186号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する危険物に該当する場合は、これらの法律を遵守すること。

(11) プール水の消毒に液体塩素を用いる場合は、塩素ガスの漏出等による危害を防止するため、高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、適切に管理すること。

(12) 浄化設備は、原則として一日中運転し、ろ材の洗浄又は交換を随時行うこと。浄化設備が運転時間

内で浄化の目的を達成できる能力を有しており、夜間やむを得ず運転を停止する場合等にあつては、水質検査等を適宜行うことにより、水質の状況変化を詳細に把握すること。

- (13) 循環ろ過装置の出口の濁度の検査を行うことにより、浄化設備が正常に稼働していることを確認すること。
- (14) 消毒設備は、少なくともプールの使用時間中は運転すること。
- (15) プール水の循環系統は随時清掃し、常に清浄を保つこと。また、新規補給水量を常に把握し、新規保給水と循環水との割合に注意すること。オーバーフロー水を再利用する場合は、十分な浄化及び消毒を行うこと。
- (16) シャワー水に用いる洗浄水については、利用者の快適かつ効果的な洗浄に供するため、温水を使用する等、洗浄水の温度を適温とする措置を講ずること。
- (17) プール水、シャワー水等の排水に当たっては、環境保全に十分配慮をすること。
- (18) 屋内プールについては、屋内の空気中の二酸化炭素の含有率が0.15パーセントを超えないこと。また、2月以内ごとに1回、以下による測定を定期的に行うこと。
 - ア 空気中の二酸化炭素の含有率の測定方法は、施設内の適切な場所を選び、床上75センチメートル以上、150センチメートル以下の位置において検知管方式による二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を用いて行うこと。なお、施設の構造及び規模に応じて測定点を増やすこと。
 - イ 基準に適合しているか否かの判定は、測定日における使用開始時から中間時、中間時から使用終了時の適切な2時点において測定し、その平均値をもって行うこと。
- (19) 消毒剤及び遊離残留塩素濃度の測定に用いる試薬及び測定機器等は、経時変化や温度による影響など考慮して適切に管理し、その機能の維持等についても十分注意すること。
- (20) プールの使用時間終了後は、直ちにプール設備及び付帯設備を点検し、衣類の残留その他異常の有無を確認するとともに、人や動物がみだりに立ち入らないよう措置を講ずること。
- (21) 気泡浴槽、採暖槽等の設備その他のエアロゾルを発生させやすい設備又は水温が比較的高めの設備がある場合は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（平成13年9月11日付け健衛発第95号厚生労働省健康局生活衛生課長）等を参考にして適切に管理すること。また、その設備の中の水について、レジオネラ属菌の検査を年1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

レジオネラ属菌の検査方法は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法のいずれかによること。

4 利用の管理

- (1) 飛び込み事故、溺水事故、排（環）水口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内での事故を防止するため、各施設の設置目的や利用実態等に応じて禁止事項を定め、利用者に対し周知を行うとともに、監視員等は違反者に対し適切な指導を行うこと。
- (2) 遊泳を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている者、泥酔者及び他の利用者に迷惑を及ぼすおそれが明らかである者には、遊泳をさせないこと。
- (3) 単独でプールの利用が困難な者には付添者を求めること。

- (4) 水質の維持管理等の参考とするため、利用者数を常に把握すること。
- (5) 遊泳前にシャワー等による身体の洗浄を十分に行わせること。また、排便等によりプールサイドを離れた場合も同様とすること。
- (6) 唾液やたんを遊泳中に処理するためのオーバーフロー溝を設けている場合を除き、オーバーフロー水に唾液やたんを吐かせないこと。
- (7) 他の利用者に危害を及ぼし、又はプールを汚染するおそれがある物をプールに持ち込ませないこと。
- (8) 飲食物等をプールサイドへ持ち込む場合は、プールを汚染しないようにさせること。
- (9) 遊泳者等の衣類及び携帯物が安全かつ衛生的に保管できるよう留意すること。

5 その他

- (1) プール管理日誌を作成し、使用時間、気温又は室温、水温、新規補給水量、水質検査結果、設備の点検及び整備の状況、利用者数、事故の状況等を記録し、これを3年以上保管すること。
- (2) プールに起因する疾病等が発生したときは、直ちに健康福祉センター所長に報告し、その指示に従うこと。また、事故発生時には直ちに関係機関に通報するとともに速やかに健康福祉センターへ報告すること。
- (3) 施設の異常が発見された場合は、危険箇所に遊泳者を近づけないよう直ちに措置するとともに、プールの使用を中断して当該箇所の修理を行い、修理が完了するまでプールを使用しないこと。特に排（環）水口の異常が発見された場合は、循環又は起流ポンプを停止すること。
- (4) 水着その他の直接肌に接する物で、遊泳者に貸与するものは、あらかじめ消毒し、清潔にしておくこと。
- (5) 不特定多数の者が使用する物は、衛生的管理を行うこと。